

平成20年 8 月 11 日

各 位

会社名	ディービーエックス株式会社
代表者名	代表取締役社長 若林 誠
上場取引所	J A S D A Q
コード番号	3 0 7 9
問合せ先責任者	I R ・ 広報室長 田島 恵美子 (T E L (03) 5985-6827)

(訂正) 「平成21年 3 月 期 第 1 四半期決算短信 (非連結) 」の一部訂正について

平成20年 7 月 30 日に発表いたしました「平成21年 3 月 期 第 1 四半期決算短信 (非連結) 」の内容に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 訂正箇所 3 ページ

訂正箇所は下線を付して表示しております。

【訂正前】

4. その他

(2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

- ① 当事業年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期財務諸表等規則」に従い四半期財務諸表を作成しております。
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第 1 四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 平成18年 7 月 5 日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。これにより、売上総利益、営業利益及び経常利益は、それぞれ2,873千円増加、税引前四半期純利益は8,973千円減少しております。

【訂正後】

4. その他

(2) 四半期財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

- ① 当事業年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期財務諸表等規則」に従い四半期財務諸表を作成しております。
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第 1 四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 平成18年 7 月 5 日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。これにより、税引前四半期純利益は11,846千円減少しております。

以上